

令和元年9月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年9月4日（水）午前9時30分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が9月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員

7番 柳井 博之 委員 8番 城野 幸司 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

4番 藤嶋 裕美 委員 9番 陶山 秀明 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまより会議規則第7条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。最初に委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号4番 藤嶋委員と、議席番号9番 陶山委員が欠席となっております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号10番 小橋 勇二委員と、議席番号11番 中野 定重委員に議事録署名をお願い致します。
議案審議の前に、議案第48号 非農地証明願いについてですが、8月30日に申請者の都合によりまして取り下げの申し出があり、議案審議がなくなりました。よって、議案第49号を48号に繰り上げ、「農用地利用集積計画の決定について」の議案番号を、“議案第48号”に修正したいと思います。この修正についてご異議ありませんでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、第48号を「農用地利用集積計画の決定について」に修正と致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをご覧ください。

議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 9 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

2 ページとなります。

番号 1、田 586 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上 1 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8 月 23 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城 野 私、城野より、8 月 23 日に実施しました、議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を移転するものです。現地は 1 筆の田で、現在は水稲が作付けされています。引き続き、水稲の作付けを行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、調査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については、調査基準に該当するものと考えます。

以上、3 条申請 1 件について調査報告となります。委員みなさまの慎重なご審議をお願い致します。

議 長 続きますで、推進委員さんより報告をお願い致します。
第3地区の足立推進委員さん。

足 立 第3地区の足立です。申請者は申請地の隣の田を所有しており、これまで定期的に利用されています。特に許可に関しては問題がないと思われ
推進委員 れます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年9月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1、畑 125 m² を、申請者が平成6年より倉庫用地として利用しているものです。農地の区分は3種農地です。なお、この案件につきましては、すでに倉庫として転用を行っているため、追認となります。

番号2、畑 481 m²のうち80 m² を、申請者が昭和45年ごろより住宅への進入路用地として利用しているものです。農地の区分は3種農地です。なお、この案件につきましては、すでに進入路として転用を行っているため、追認となります。

4条申請2件については、立地基準および一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙 農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上、4条申請2件についてご提案を申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野委員 8月23日に実施しました議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号1は、倉庫用地として利用するものです。現地は25年前に建築された倉庫が建っており、このことについて申請者からは始末書も提出されております。審査項目の立地基準1については該当し、2については3種農地に該当します。一般基準の3～11についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号2は、進入路用地として利用するものです。現地は40年ほど前から進入路が設置されており、このことについて申請者から始末書も提出されております。審査項目の立地基準1については該当し、2については3種農地に該当します。一般基準の3～11についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

以上、4条申請2件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます、地元推進委員さんから報告をお願い致します。
第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。現地調査の結果を報告致します。

推進委員 番号1の案件についてですが、倉庫用地として利用するものです。周囲は宅地化が進んでおり、隣接する農地もないことから特に周囲への影響はないと思われま。

続いて番号2の案件については、進入路用地として利用するものです。申請地の北側半分は、現在も露地野菜の耕作が行われていますが、雨水の排水などがついて考慮されており、特に影響はないと思われま。

以上、2件について報告となります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 9 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 足田 忠公

次のページです。

番号 1、畑 442 m² を、所有権移転を行い、資材置場用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 2、畑 31 m² を、所有権移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

5 条申請 2 件につきましては、立地基準および一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙 農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに記載されております。

以上、5 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

内 藤 8 月 23 日に実施しました議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告
委 員 します。

番号 1 は、所有権を取得し、資材置場用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されております。審査項目の立地基準については該当し、2 については 2 種農地に該当します。一般基準の 3～11 についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

番号 2 は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。

申請者は申請地の上の土地をすでに所有しており、住宅建築にあたり、擁壁を設置するために土地を掘り起こすものであります。

申請地は 1 筆の畑で、法面を起こすための石垣が設置されています。審査項目の立地基準については該当し、2 については 3 種農地に該当します。一般基準の 3～11 についても申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告致します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんから報告をお願い致します。まずは第2地区の峰推進委員さん。

峰 第2地区、推進委員の峰です。
推進委員 番号1は、所有権を取得し資材置場として利用するものです。周囲は荒れており、問題はないと思われます。

議 長 続きまして、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区の玉田です。
推進委員 番号2の案件につきまして、所有権を取得し一般住宅用地として利用するものです。
申請地は石垣となっております。これを撤去し、新たにコンクリートの擁壁を設置するものですが、特に周辺の農地には影響はないと思われま
す。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中 野 ちよつと聞いてもいいですか。
委 員

議 長 はい、どうぞ。

中 野 4条申請に出た481㎡を進入路として設置ということで、次に5条申請では31㎡を一般住宅用地とするものですが、上の土地を買っているとい
委 員 うことですか？

議 長 事務局、お願い致します。

次 長 (写真を見ながら) 上の畑の転用申請は昨年の 11 月に提出されています。ここに家を建てるときに地盤が弱いそうで、本来なら石垣の土地は上の人の土地のような気がするのですが、この場合は擁壁している土地は下の人の土地だそうです。擁壁の部分は農地として扱っておりますので、下の方の土地なので、新たな 5 条申請となります。

中 野 図面を見ると、4 条、5 条と同じ図面があるので、そう思っただけです。わかりました。
委 員

議 長 他に質問はありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

議 長 次に議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 13 ページですが、初めに差し替えがあった分となります。

議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 9 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号）「令和元年 9 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年 8 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、今回は申出がありません。畑については、823 m²、1 筆です。合計面積についても同じく、823 m² 1 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 1 名に対しまして、借り手も 1 名となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となりますが、今回は臼杵地域のみとなります。

以上、簡単ではございますが、令和元年 9 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 9 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。